

第7章

基地交付金及び調整交付金等

[総務省所管]

《前年度からの主な変更点》

ページ	変更内容	令和5年度版	令和4年度版
111	○本市への年度別交付金一覧 R5年度の追加	R4年度 基地交付金 544,415 調整交付金 253,582 合 計 797,997 R5年度 基地交付金 534,877 調整交付金 249,907 合 計 784,784	R3年度 基地交付金 537,807 調整交付金 247,281 合 計 785,088
112	(3) 普通交付税 基準財政需要額算入額 令和4年度の追加	令和4年度 445,638	令和3年度 446,304

(1) 基地交付金

(趣 旨)

基地交付金は、「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年法律104号）」の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、米軍等に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の台帳価格に応じて基地所在の市町村に交付されている。この基地交付金は、市町村がこれらの資産に対しては固定資産税を課すことができないため、財源確保のための代替的性格をもつものと解される。

(配分方法)

基地交付金は、毎年度予算で定められる金額の範囲内で交付されるのであるが、その交付金額は下記の金額の合算額をいう。

- ① 基地交付金の総額の10分の7に相当する額を市町村に所在する全対象資産の価格の合算額にあん分した額
- ② 基地交付金の総額の10分の3に相当する額を対象資産の種類及び用途、市町村の財政的状況等を考慮して、特に必要があると認められる市町村に対して総務大臣が配分した額

この交付金の金額は、毎年10月31日までに都道府県知事を経由して市町村長に通知され、遅くとも当該年の12月31日までに交付される。

(2) 調整交付金

(趣 旨)

調整交付金は、「施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和45年11月6日自治省告示第224号）」の定めるところにより、米軍資産に係る税制上の特例措置等により市町村が受ける税財政上の影響を考慮して配分される性格のものである。

(配分方法)

調整交付金は、立法措置によらず施設等所在市町村調整交付金交付要綱により処置され、毎年度予算の範囲内において交付されるが、その額は下記の額の合算額をいう。

- ① 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、各市町村に所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- ② 調整交付金の総額の3分の1に相当する額を米軍関係の非課税措置による影響、その他市町村の財政状況を考慮して総務大臣が配分した額

○本市への年度別交付額一覧

(単位:千円)

年 度	S 41 年	S 42 年	S 43 年	S 44 年	S 45 年
合 計	74,967	85,067	93,067	127,451	162,078
年 度	S 46 年	S 47 年	S 48 年	S 49 年	S 50 年
合 計	174,017	198,127	242,158	316,739	385,026
年 度	S 51 年	S 52 年	S 53 年	S 54 年	S 55 年
合 計	420,977	410,158	442,097	470,085	496,284
年 度	S 56 年	S 57 年	S 58 年	S 59 年	S 60 年
合 計	520,749	520,749	525,814	526,814	529,757
年 度	S 61 年	S 62 年	S 63 年	H 元年	H 02 年
基地交付金	478,109	478,109	478,109	523,427	524,736
調整交付金	52,648	54,401	58,458	66,635	67,801
合 計	530,757	532,510	536,567	590,062	592,537
年 度	H 03 年	H 04 年	H 05 年	H 06 年	H 07 年
基地交付金	525,736	538,751	540,114	541,030	553,473
調整交付金	68,140	70,697	71,197	71,936	87,920
合 計	593,876	609,448	611,311	612,966	641,393
年 度	H 08 年	H 09 年	H 10 年	H 11 年	H 12 年
基地交付金	559,901	548,233	577,957	551,815	561,535
調整交付金	88,606	89,332	91,728	98,603	99,553
合 計	648,507	637,565	669,685	650,418	661,088
年 度	H 13 年	H 14 年	H 15 年	H 16 年	H 17 年
基地交付金	575,766	576,311	576,552	593,883	596,282
調整交付金	104,493	104,993	105,829	112,354	114,373
合 計	680,259	681,304	682,381	706,237	710,655
年 度	H 18 年	H 19 年	H 20 年	H 21 年	H 22 年
基地交付金	593,510	628,514	639,908	620,950	624,663
調整交付金	113,876	117,292	122,541	127,555	161,755
合 計	707,386	745,806	762,449	748,505	786,418
年 度	H 23 年	H 24 年	H 25 年	H 26 年	H 27 年
基地交付金	604,805	584,920	585,541	565,541	570,426
調整交付金	171,549	180,208	187,163	188,240	188,315
合 計	776,354	765,128	772,704	753,781	758,741
年 度	H 28 年	H 29 年	H 30 年	R 元年	R 02 年
基地交付金	571,702	556,837	552,700	543,857	545,787
調整交付金	196,643	200,723	206,941	244,161	244,161
合 計	768,345	757,560	759,641	788,018	789,948
年 度	R 03 年	R 04 年	R 05 年		
基地交付金	537,807	544,415	534,877		
調整交付金	247,281	253,582	249,907		
合 計	785,088	797,997	784,784		

(備考) S 41~60 年の金額は、基地交付金と調整交付金の合計額である。

(3) 普通交付税

基準財政需要額算入額

(単位：千円)

平成9年度	341,731	平成19年度	493,590	平成29年度	410,650
平成10年度	371,026	平成20年度	493,413	平成30年度	410,892
平成11年度	367,460	平成21年度	493,288	令和元年度	410,699
平成12年度	376,474	平成22年度	493,660	令和2年度	446,346
平成13年度	399,380	平成23年度	471,355	令和3年度	446,304
平成14年度	412,245	平成24年度	461,269	令和4年度	445,638
平成15年度	397,190	平成25年度	411,000		
平成16年度	395,938	平成26年度	410,855		
平成17年度	391,258	平成27年度	410,567		
平成18年度	401,122	平成28年度	410,715		

※ 米軍及び自衛隊の基地が所在することによる財政需要について、米軍人口及び基地面積に応じて算入するものである。前者は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）においてその財政需要が反映されていなかったもの等人口に比例する経費を算入しており、後者は、基地が所在することに関連する渉外事務や防音施設の維持管理等の財政需要について算入している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

昭和32年5月16日法律第104号

平成17年3月25日法律第5号 最終改正

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。（昭34法41・昭35法102・一部改正）
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。（昭35法113・平11法160・一部改正）
- 3 総務大臣は、第1項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。（平11法160・追加）
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。
(平11法160・旧第3項繰下)

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下略)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号

平成26年7月24日政令第263号 最終改正

（法第1項の固定資産）

第1条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和

27年法律第110号)第2条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物

二 自衛隊が使用する飛行場(航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る)及び演習場(しょう舎施設を除く。)の用に供する土地、建物及び工作物

三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

2 前項第3号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第42条第1項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第30条の11に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第19条第1項に規定する情報本部が管理するものをいう。

3 第1項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第20条の規定により、国有財産法第32条の台帳(以下「国有財産台帳」という。)に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。(昭34政257・昭35政172・昭49政316・平26政263・一部改正)

(市町村助成交付金の交付)

第2条 国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において前条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第3条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

一 市町村助成交付金の総額の10分の7に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額

二 市町村助成交付金の総額の10分の3に相当する額(次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が5億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあっては、当該10分の7に相当する）を控除した額とする。

（昭35政185・昭36政373・昭41政158・昭48政283・昭61政396・平4政245・平12政304・一部改正）

（第4条 略）

（土地、建物又は工作物の価格）

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（第6条から第9条 略）

（市町村助成交付金の用途の制限等の禁止）

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当っては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。

（第11条から第13条 略）

附 則

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

（以下略）

施設等所在市町村調整交付金交付要綱

昭和45年11月 6日自治省告示第224号

平成23年10月28日総務省告示第459号 最終改正

（趣旨）

第1条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下本条において「地位協定」という。)第2条第1項の施設及び区域をいう。
- 2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第3条第1項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第3条 総務大臣は、施設等が所在する市町村(以下「施設等所在市町村」という。)に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の交付額の算定方法)

第4条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 1 調整交付金の総額の3分の2に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- 2 調整交付金の総額の3分の1に相当する額は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号)により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の額の通知)

第5条 総務大臣は、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(平12自省告307・一部改正)

(調整交付金の交付時期)

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第8条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

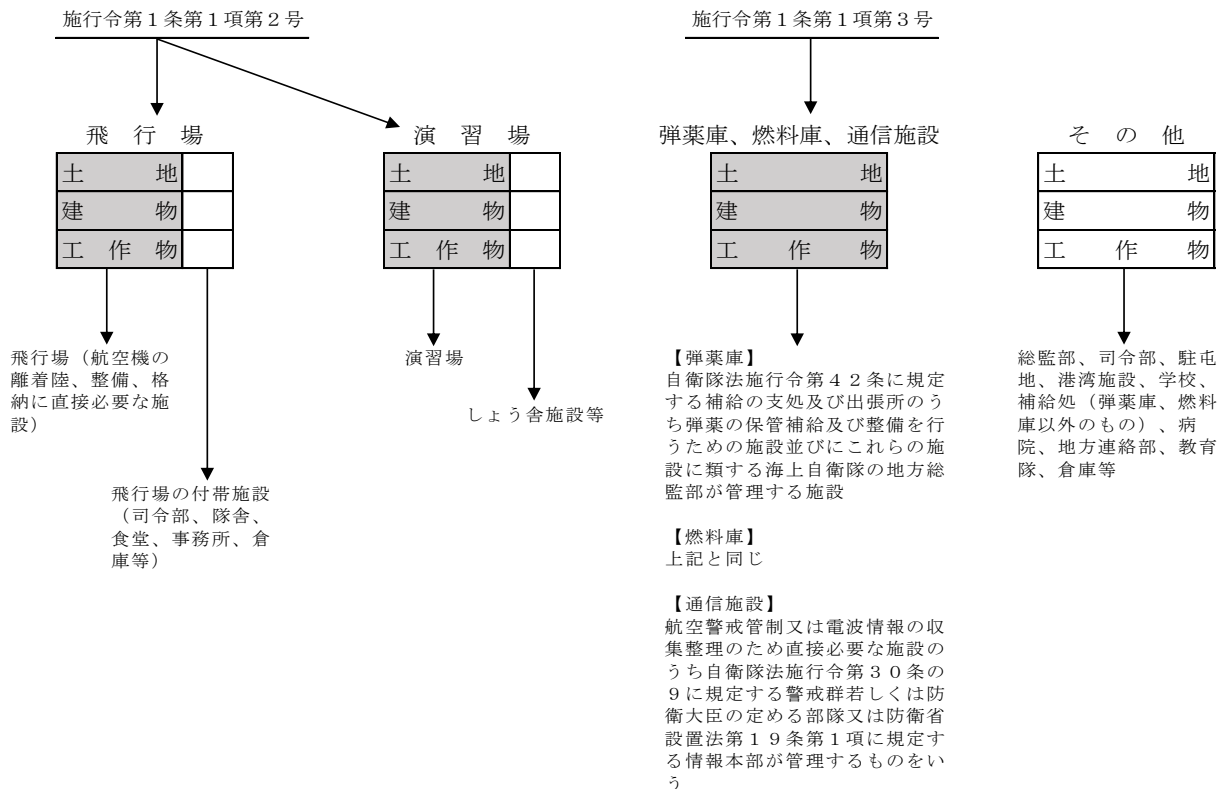
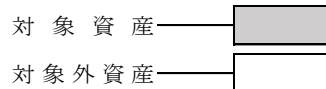
附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

(以下略)

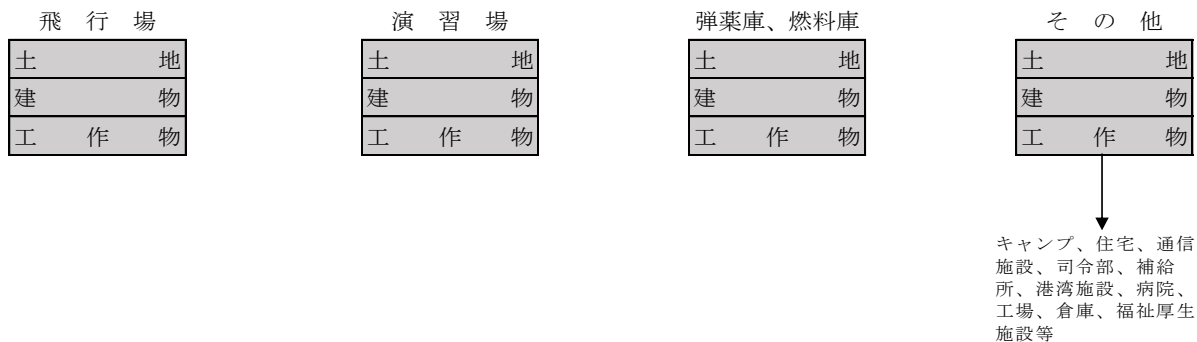
基地交付金対象、対象外資産の範囲

自衛隊使用施設



米軍使用施設

施行令第1条第1項第1号



白 紙